

2022年3月2日

米海軍厚木航空施設所属の全人員に対するメモランダム

発信者：米海軍厚木航空施設司令官

件名：公衆衛生緊急事態宣言/最新発令

参照：

- (a) 在日米軍公衆衛生保護令 22-002 0600(I) (2022年3月1日付)
- (b) 在日米海軍司令部メモランダム 5000、SerN00/0506 (2022年3月1日付)
- (c) 在日米海軍司令部メモランダム 5000、SerN00/0103 (2022年2月2日付)
- (d) 在日米海軍日本管区司令部メモランダム 5000、SerN00/0505 (2022年3月1日付)
- (e) 在日米軍全駐留軍・活動軍勤務時間外行動命令 (2020年3月2日付)

添付：(1) **承認特定地域自由行動範囲/非業務範囲地図**

<https://www.google.com/maps/d/u/0/viewer?fbclid=IwAR2FRXn!LhmWGrz6H3sWp6AugOCdmTqLoXnUVd9mewCkG5FbQnOnxMIBSzY&mid=IsTobRyYlsOTIXF7t7GRAP3PimblfjF67&ll=35.49836069404528%2C138.46006749999998&z=5>

(2) 米海軍厚木航空施設新型コロナ活動ガイド—2022年2月3日

1. **状況** オミクロン株の非常に伝染性が高い性質と日本中の新型コロナ感染者数を考え、強化された対策を継続して実践する必要がある。新型コロナは主に、呼吸器飛沫を通して人から人へと感染する(例：呼吸、会話、歌を歌う、咳、くしゃみ)。マスクを使用することにより衛生対策を高めることができ、またワクチン接種は、新型コロナ感染拡大を最小限に抑えると証明されている。

2. **任務** 米海軍厚木航空施設の任務に変更はない。

- a. 我々全隊の戦闘準備を維持する。
- b. 我々の地域社会の健康と福祉を保護する。

3. **履行**

a. **司令官の意思** 新型コロナ感染防止するために確立された習慣を徹底しつつ、可能な限り生活の自由を取り戻し、また我々の集団的安全に対する米国の取り組みを日本国民に目に見える形で示す。

b. この指示書は、全ての在日米軍(COMUSFJ)、在日米海軍司令部、米海軍日本管区司令部(CNFJ/CNRJ)新型コロナのガイダンス、指示書、方針に追加される。この指示書は、参照(b)に定義されている米海軍厚木航空施設に滞在する(継続的、また一時的を含む)全ての在日米軍関係者に適用される。

c. **罹患、またはそれが疑われる場合** もしアメリカ疾病予防管理センター(CDC)のウェブサイト(<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/symptoms-testing/symptoms.html>)に掲載されているような新型コロナの症状が疑われた場合、自宅にとどまり自身を隔離し、上司に報告、そして医療施設に連絡しなければならない。

4. 公衆衛生緊急事態宣言を支持するため、以下は発令するにあたり実施される。

a. 顔を覆う 参照(a)に従い、軍事施設にいる全ての人員、またそれ以外の場所にて公務を行う国防省代行職員（自宅を除く）はマスクを着用する。これは、軍人、国防省民間人従業員、ホスト国（日本）の従業員、家族、国防省契約従業員など、国防省所有地、施設内にいる全ての人員を対象とする。

(1) 全ての人員は軍事施設内では継続的にマスクを着用しなければならない。但し以下の場合には例外である。

(a) 2歳以下の子供。

(b) 最新接種者、またはワクチン完全接種者がソーシャルディスタンスを十分確保でき、施設の建物の外にいる場合。施設外ではマスク着用は必要である。

(c) 在日米軍施設の屋内において、ソーシャルディスタンスの維持が可能で、個人またはグループでの運動を行う場合。積極的に活動をしていない場合はマスクの着用が必要である（例：サイドラインにいる場合）

(d) 他のオフィスから独立し、閉ざされた空間に一人である場合。

(e) CDCのガイダンスと指揮官・上司の指示に従い、適切な距離を保ちながら飲食する短時間の間。

(f) 保安の目的でマスクをさげ、個人を確認する場合。

(g) 障害のある者に合理的に対応するために必要な場合。

(h) 参照(a)に従い、例外が認められる場合。

(2) 全ての人員は、承認されているマスクを直ちに着用できるようにし、また着用の際はCDCに従って口と鼻の両方を完全に覆わなければならない。

(<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/prevent-getting-sick/about-face-coverings.html>)

b. 米海軍厚木航空施設へのゲスト ゲストの入門を許可する。

c. 門限時間 在日米軍標準門限と米海軍日本管区の勤務時間外行動方針は、日本国内で引き続き適用されているため注意しなければいけない。参照(d)と(e)を読むこと。

d. 添付資料(1)に緑の地域（通常リスク）、黄色の地域（更に危険度が高い地域）、赤い地域（危険度の最も高い地域）が、地図上に表されている。この地図は毎週更新され、米海軍厚木航空施設公式フェイスブックに掲示される。

e. 下に記されている条項は、すべての人員の勤務時間外行動、休暇、公務外旅行の間、全ての地域と都道府県に適用される。

(1) 緊急事態宣下、またはまん延防止等重点措置が発令されている都道府県で勤務時間外行動中の人員は全て、少なくとも各都道府県の新型コロナ緩和策に従う。これらは、屋内で食事をする人数の制限、飲食店などの通常より早い閉店時間、アルコール提供時間の短縮を含むが、これだけに限定されない。日本政府が積極的に導入を促さない場合においても、これらの措置に従わない施設に日米地位協定対象者が出入りすることを禁じる。旅行をしている都道府県の新型コロナ緩和策を理解することは、各旅行者の責任である。

(2) 公共交通機関を使用することは許可される。公の場所でのアルコール消費は禁止である。

(3) 健康保護警戒態勢 (HPCON) C または D の施設を訪問することは、訪問者の指揮官が同意した公務の場合のみ許可される。

(4) 施設内での在宅ビジネス、個人の食料提供や個人サービス (例: ネイル、散髪、マッサージ等) の商業活動は、時と場合により許可される可能性がある。

f. 添付資料 (2) に緑の地域、黄色の地域、赤い地域内で許可または禁止されている活動について明記されている。

g. 公務外旅行 休暇の許可 (緊急休暇を含む) は参照 (b) に従い、部隊司令官、司令官、隊長、担当士官、またはそれと同等の民間人レベル以下の人員には委任されない。

h. 行動制限 (ROM) 参照 (a)

(1) 行動制限手順。ワクチン接種状況は、各部隊のトラベルコーディネーター、または管轄の医療機関により審査される。全ての渡航者は、予防接種完了証明書または医療記録を、到着時に確認するため物理的または電子コピーで携帯すること。無症状であることが条件であるが、もし新型コロナの症状が現れている場合、施設 PHEO もしくは管轄の医療機関と調整し新型コロナ隔離措置に従う。行動制限手順の全ての逸脱は、ETP として送られる。

(2) 最新接種者。下記リンクの米国疾病予防管理センター (CDC) ガイダンスで奨励された全ての COVID-19 ワクチン接種 (ブースターを含む) を完了した者。尚、5 歳から 11 歳の小児のブースター接種はまだ CDC 未承認のため、ワクチン完全接種/免疫取得した小児については最新接種済みとみなす。同様に、2 回目のブースターも CDC 未承認のため、時の経過に関わらず 1 回目のブースター接種を受けている者も最新接種済みとみなす。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/stay-up-to-date.html>

(a) ワクチン接種済み最新接種者。他国より日本に到着する全ての SOFA 人員でワクチン最新接種者であり、尚且つ到着時テストで陰性となった者は、行動制限はない。民間の空港において行われる入国テストは、この要件を満たす。施設外でのマスク着用は必要であり、また次の手順は適用される:

1. 最新接種者は、入国した空港より更に他の場所へ移動するためには、国内線や電車などの公共交通機関を使用する前に、新型コロナ陰性結果を受けなければいけない。

(b) ワクチン完了者 (最新接種者ではない者)。ワクチン接種が完了している (しかし最新接種者ではない) SOFA 人員は、自身の住居に直帰しなければいけない。また、7 日間 (日本到着より 168 時間) は米軍施設内での行動に制限される。以下が行動制限の間適用される:

1. 到着後 24 時間以内のテストで陰性結果が出た者は、自身の住居に戻るために公共交通機関を使用することが許可される。最終目的地に到着した後、マスク着用を含む新型コロナ緩和対応策には従わなければいけない。行動制限期間内は、公共交通機関の使用は許可されない。

2. 行動制限 3 日目またはそれ以降、ウィルステストを受け、陰性結果が出た場合、行動制限は 3 日目で降終了する。

3. 無症状者は、CMA の承認を得て行動制限 7 日目にウィルステストを受けずに行動制限を終了することができる。

4. 行動制限の間、施設外に居住する者は、自宅と施設内にある職場の間を私用車/軍用車、自転車、徒歩で他の場所に立ち寄ることなく移動しなければならない。多くの人が使用する交通機関の使用は許可されない。

5. 行動制限の間、ワクチン完了者は、厳格な新型コロナ緩和対応策を維持しながら米軍基地内の施設にアクセスが許可される。

6. MTF または承認されたテスト方法（日本に到着した際に、民間国際空港にて受ける日本のテストを含む）で新型コロナ陰性結果を受けたワクチン接種完了者は、米軍基地外での生活に不可欠なエッセンシャルサービスを使用することは許可される。

(c) ワクチン未接種者。ワクチン接種を完了していない全ての SOFA 人員は、自身の住居に直帰し、7 日間（日本到着後 168 時間）の行動制限を行なう。行動制限の間、ペットの福利に関することにおいて自宅を出ることは許可される。以下が行動制限の間、適用される：

1. 入国後 24 時間以内に行われた検査が陰性の場合、公共交通機関を使用し自身の住居へ移動することは許可される。マスク着用を含む厳格な新型コロナ緩和対応策には従わなければならない。最終目的地に到着した後の公共交通機関の使用は、行動制限期間の間は許可されない。

2. 行動制限 3 日目またはそれ以降新型コロナウィルステストを実施し、結果が陰性の場合、行動制限は 3 日目で降終了することができる。

3. 無症状の者は、CMA の承認を得て行動制限 7 日目またはそれ以降に実施されるウィルステストを受けずに行動制限を終了することができる。

(d) SARS CoV-2 テスト陽性結果が出てから 90 日以内の者。SOFA 人員で、他国から日本に到着し、過去 90 日以内に SARS CoV-2 テストで陽性が出た者は、テスト要件以外ワクチン接種状況に基づき行動制限に従う。行動制限期間を完了した後、無症状者は施設（施設の外に住んでいる場合、または米軍施設へのアクセスを拒否された場合は自身の住居）の制限を解除することができる。CMA の許可を得ていれば 3 日目またはそれ以降に行う行動制限解除テストは必要ない。

1. 過去の結果は、各部隊で任命されたトラベルコーディネーターまたは管轄の医療機関によって再検討される。全ての渡航者は、管轄の医療機関（CMA）に承認された適切な書類の物理的または電子コピーを所持すること。以前の状況を確認する部隊は、上に記している行動制限を実行するか適切に判断する。

**2. 行動制限の期間中、人員は無症状でいることが条件である。症状が現れた場合、PHE0 または管轄の医療機関がコーディネートを行い、新型コロナ隔離手順に従う。**

5. この指示書は、軍人に懲罰を可能にし合法的な命令書となる。軍人、民間人従業員、扶養家族は、違反に対する懲戒処分及び/または、合成処置の対象となる可能性がある。

6. 新型コロナ感染者数は、我々の施設と日本国内でも減り続けている。これは素晴らしい知らせであり、将来のマスク着用や行動制限の緩和につながるものである。我々の安全を守るために発令されている日本政府や地方自治体の予防措置と制限に引き続き従うようお願いしたい。日本各地で発令されているまん延防止等重点措置が解除されたとき、最低でも我々の制限は見直されるであろう。

/s/

J. M. MONTAGNET